

社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会 歳末援護金交付要綱

平成26年10月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、歳末たすけあい募金を活用し、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、住民が主体となって行う活動に対し歳末援護金（以下「援護金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象及び援護金額)

第2条 援護金の対象となる活動については、地域福祉の推進を目的とし、福祉活動を実践している団体が行う事業であり、次に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 主な構成員が朝霞市民であること
- (2) 主に朝霞市内で活動していること
- (3) 原則1年以上の活動実績があること

2 援護金については、毎年度ごと予算の範囲内において交付する。

(援護金の交付申請)

第3条 援護金の交付を受けようとするときは、歳末援護金配分申請書（様式第1号）を本会会長の定める期日までに提出しなければならない。

(交付の決定)

第4条 会長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、援護金の交付を決定し、歳末援護金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第5条 会長は、4条の申請に基づき補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第6条 この要綱に基づいて援護金の交付を受けた福祉団体は、事業終了後 1ヶ月以内に事業報告書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

(交付の取消)

第7条 この要綱の定めるところにより援護金の交付を受けた団体は、交付を受けた目的及び使途に反して使用してはならない。

2 会長は、前項に違反した場合及び偽りその他不正行為により補助金の交付を受けた団体があると認めたときは、第6条により交付した額の全部又は、一部を返還させるものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。